

# 学校法人制度に関する本協会の考え方（基本方針）について 【概要】

— 自民党行政改革推進本部「公益法人等のガバナンス改革検討チーム」の提言への対応 —

令和2年11月19日  
日本私立大学協会

## 1. 世界に誇る学校法人制度（大学設置法人）創設の経緯（趣意）

- 学校法人制度は、1949年（昭和24年）、それまでの統制的な私立学校令に替えて、私立学校法（以下私学法）の制定により、創設された制度である。
- 私立大学の起源は建学の精神をかかげる篤志家の寄附により創設され、その長い歴史的沿革の中で、創設者、教職員、卒業生などが運営を行ってきた。このような様々なステークホルダーにより支えられた学校法人制度は、人材育成という使命の下、公益性と公共性を背景として、法人運営は私立学校法、設置する学校は学校教育法に各々規定され、運営されてきている。従って、学校法人制度は、公的教育分野への民間参入システムとして創設された世界に類を見ない開かれた制度である。
- 学校法人制度は、公益性と公共性を担保しながら日本の将来の人材育成のための私学助成は欠かせず、憲法上の問題もクリアする必要から、社会福祉法人等社団・財団法人法や利潤追求を主眼とする株式会社関連法では対処できず、学校法人制度という全く別の制度として誕生した経緯があり、ここにその有用性と特異性があるといえる。

## 2. 学校法人制度におけるガバナンスとこれまでの改正経緯

- 学校法人制度は、戦後私学法が施行されて以降、平成16年、同26年、令和元年と幾度かの改正を経て、理事会が最終決定機関、評議員会が諮問機関として機能し、役員の実務の明確化、監事による理事の業務執行状況の監督権、問題があった場合の理事会、評議員会の招集権等牽制機能が大幅に強化されるなどその仕組みやガバナンスの充実・強化が図られてきた。
- 日本私立大学協会は、学校法人とその設置する大学が自主的にそのガバナンスの充実・強化を図るための「日本私立大学協会憲章 私立大学版 ガバナンス・コード<第1版>（平成31年3月28日：総会了承）」を策定し、加盟各大学に策定方を奨励し、各大学が独自のガバナンス・コードを策定・公表している状況である。

## 3. 評議員会の諮問機関としての位置付けについて

- 学校法人制度における評議員会は様々なステークホルダーから構成され、諮問機関として法人・教学運営に対して様々な意見を出し、学校法人制度における学校運営を支え、法人・設置校共々発展してきた経緯があり、全国私立大学の99%が諮問機関として運営管理されてきている。

## 4. 理事の選任について

- 積極的な改革を進め、スピード感を持って意思決定ができ、改革を実施しやすい体制を整えるためには、最高意思決定機関の理事会の権限と責任で理事の選任が行われるべきであると考える。

## 5. 最後に

- 学校法人制度は現行（改正私学法）制度の枠組みを今後とも維持し、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保しながら、私立学校の運営主体としての社会的責任を果たしていくことが妥当と考えられる。